法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられるのであるから，従来の判例に従って，区割規定が違憲とされるのは選挙区ごとではなく全体についてであると解しても，裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば，訴訟の対象とされたすべての選挙区の選挙を無効とするのではなく，裁判所が選挙を無効とする選挙区をその中で投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し，衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。

区割規定が違憲であることが司法判断によって確定しながら国会による改正が行われないまま選挙が繰り返し行われ，その結果として，選挙が無効とされるような事態が杞憂に終わることを切に期待するものである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　金築　誠志
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥

当　事　者　目　録

上　告　人　広島県選挙管理委員会
同代表者委員長　橋本　宗利
同指定代理人　都築　政則
角井　俊文
伊藤　清隆
横山　真通
渡邉　英介
西尾　昭彦
若山　政行
田中　健司
寺田　幸平
田部　悟
沖　陽子
村上　明雄
來山　哲
木下美樹生
藤原　輝明
被上告人　金尾　哲也
被上告人　中田　大
被上告人　石井誠一郎
被上告人　岩西　廣典

上記被上告人ら（金尾哲也を除く）訴訟代理人弁護士
金尾　哲也

上記被上告人ら（岩西廣典を除く）訴訟代理人弁護士
岩西　廣典

上記被上告人ら（中田大を除く）訴訟代理人弁護士
中田　大

上記被上告人ら（石井誠一郎を除く）訴訟代理人弁護士
石井誠一郎

原審原告鶴本圭子ほか16人，原審被告東京都選挙管理委員会ほか14人間の双方上告による選挙無効請求事件について，平成25年11月20日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２５年（行ツ）第１５５号ほか

（事件番号　別紙１記載のとおり）

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の別紙２記載の各判決に対し，各原審原告ら及び各原審被告らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

1　原審被告らの各上告に基づき，原審各判決を次のとおり変更する。

原審原告らの請求をいずれも棄却する。

2　原審原告らの各上告を棄却する。

3　訴訟の総費用は原審原告らの負担とする。

理　　由

原審原告らの各上告事件に係る上告代理人升永英俊ほか（ただし，平成25年（行ツ）第241号ないし第243号については上告代理人中村健太。同年（行ツ）第239号については上告人林朋寛を含む。）の各上告理由及び原審被告らの各上告事件に係る上告代理人青野洋士ほかの各上告理由について

1　本件は，平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について，別紙３記載の各選挙区（東京都第１区ほか16選挙区）の選挙人である原審原告らが，衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　昭和25年に制定された公職選挙法は，衆議院議員の選挙制度につき，中選挙区単記投票制を採用していたが，平成６年１月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成６年法律第２号）が成立し，その後，平成６年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され，これらにより，衆議院議員の選挙制度は，従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた（以下，上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば，衆議院議員の定数は480人とされ，そのうち300人が小選挙区選出議員，180人が比例代表選出議員とされ（平成24年法律第95号による改正前の公職選挙法４条１項），小選挙区選挙については，全国に300の選挙区を設け，各選挙区において１人の議員を選出するものとされ（同法13条１項，別表第１。以下，後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。），比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については，全国に11の選挙区を設け，各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条２項，別表第２）。総選挙においては，小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い，投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに１人１票とされている（同法31条，36条）。

⑵　平成６年１月に上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下，後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）によれば，衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は，衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法２条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法３条（以下「旧区画審設置法３条」という。）は，上記の選挙区の区割りの基準（以下，後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき，①１項において，上記の改定案を作成するに当たっては，各選挙区の人口の均衡を図り，各選挙区の人口のうち，その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が２以上にならないようにすることを基本とし，行政区画，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものと定めるとともに，②２項において，各都道府県の区域内の選挙区の数は，各都道府県にあらかじめ１を配当することとし（以下，このことを「１人別枠方式」という。），この１に，小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（以下，この区割基準を「本件旧区割基準」といい，この規定を「本件旧区割基準規定」ともいう。）。

本件選挙制度の導入の際に上記の１人別枠方式を設けることについて，同法の法案の国会での審議においては，法案提出者である政府側から，各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分については，投票価値の平等の確保の必要性がある一方で，過疎地域に対する配慮，具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから，人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるために，定数配分上配慮して，各都道府県にまず１人を配分した後に，残余の定数を人口比例で配分することとした旨の説明がされていた。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は，統計法５条２項本文（平成19年法律第53号による改正前は４条２項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から１年以内に行うものとされ（区画審設置法４条１項），さらに，区画審は，各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは，勧告を行うことができるものとされている（同条２項）。